2019年度
第3回業務委員会
資料№5-4

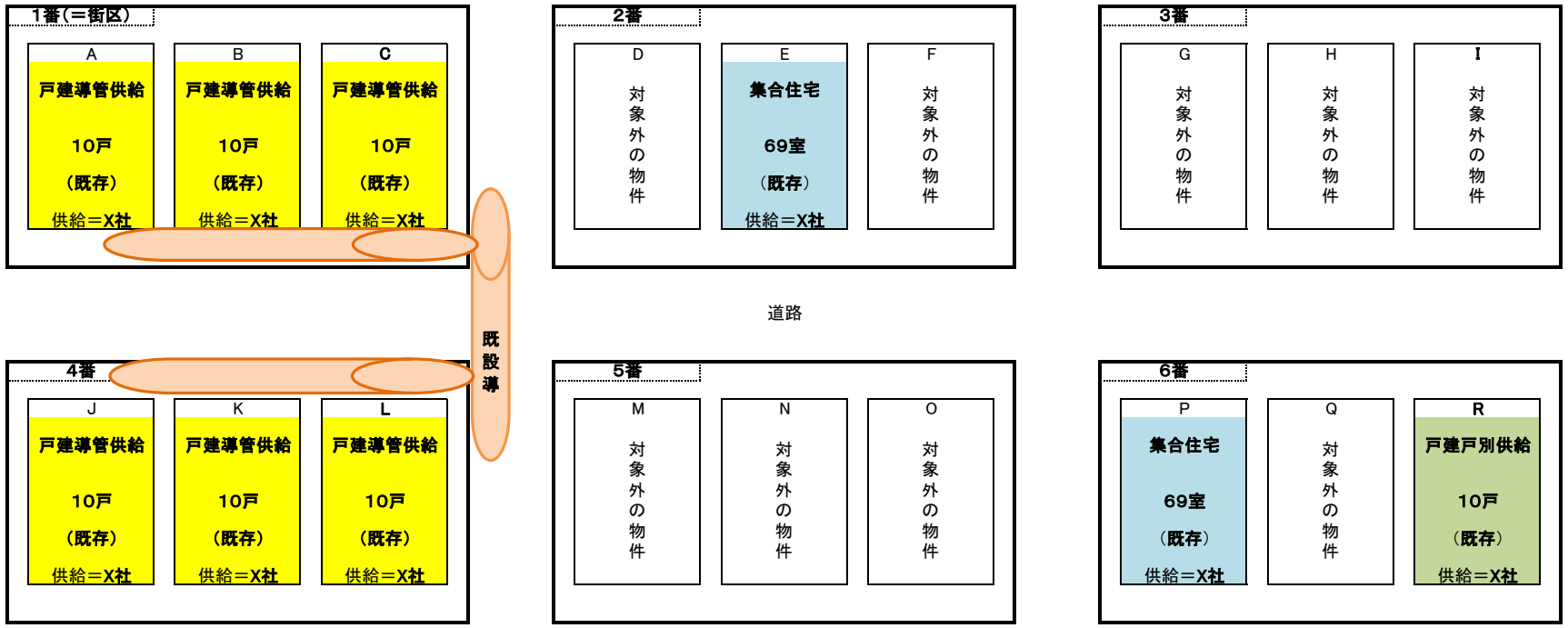
平成29(2017)年3月31日の状況

**解釈運用通達及びこれに関する事務連絡は、
「新規のもの」につき適用されます。
「新規のもの」とは、平成29年4月1日以降に、
ガスを供給することが決定したものをいいます。**

「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について
（平成17・03・04資庁第10号）」の20170331資庁第18号による改正は、平成29年4月1日施行。

XX市ほのまる1丁目（＝「町」）　BASE

「町又は字」事例　＝ガス事業法適用　戸建導管供給　集合住宅　戸建戸別供給　＝液石法適用

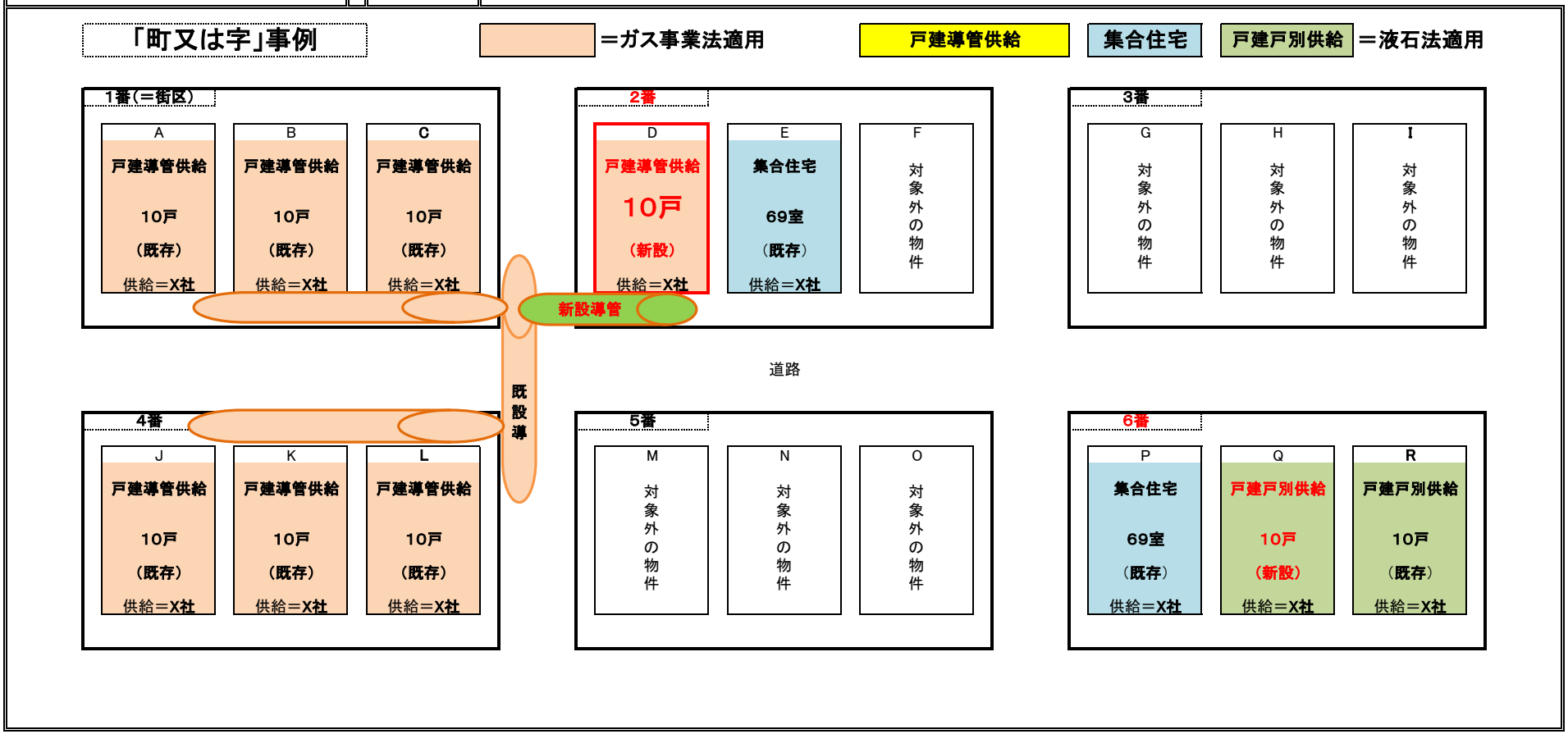


①既設小規模導管供給

（POINT）
① 道路を横断又は並行している導管による供給地点と道路を横断又は並行していない導管による供給地点は合算しない。
② 戸建個別供給はガス事業法の対象外。

① 2番Dに戸建導管供給を10戸新設したため「ほのまる1丁目（＝「町」）」における、道路を横断又は並行する導管による供給は、70戸。2番Dの新設により、1番A・B・C、2番D、4番J・K・Lに対し、ガス事業法が適用される。
② X社の2番街区での供給は、集合住宅（道路を横断又は並行しない導管による供給）69戸と戸建導管供給（道路を横断又は並行する導管による供給）10戸ですが、この2種類の供給地点は合算されないため液石法が適用される。
③ X社の6番街区での供給は、集合住宅（道路を横断又は並行しない導管による供給）69戸と戸建個別供給（家ごとに容器を設置してガスを供給）20戸ですが、戸建戸別供給はガス事業法の対象ではないため液石法が適用される。
④ X社は2番街区と6番街区にそれぞれ69戸の集合住宅にガスを供給しているが、ブランド等が異なれば液石法適用。仮にブランド等が同一で隣接街区における集団的需要であっても、ともに平成29年4月以前からガスを供給していれば、従来通り、液石法が適用される。

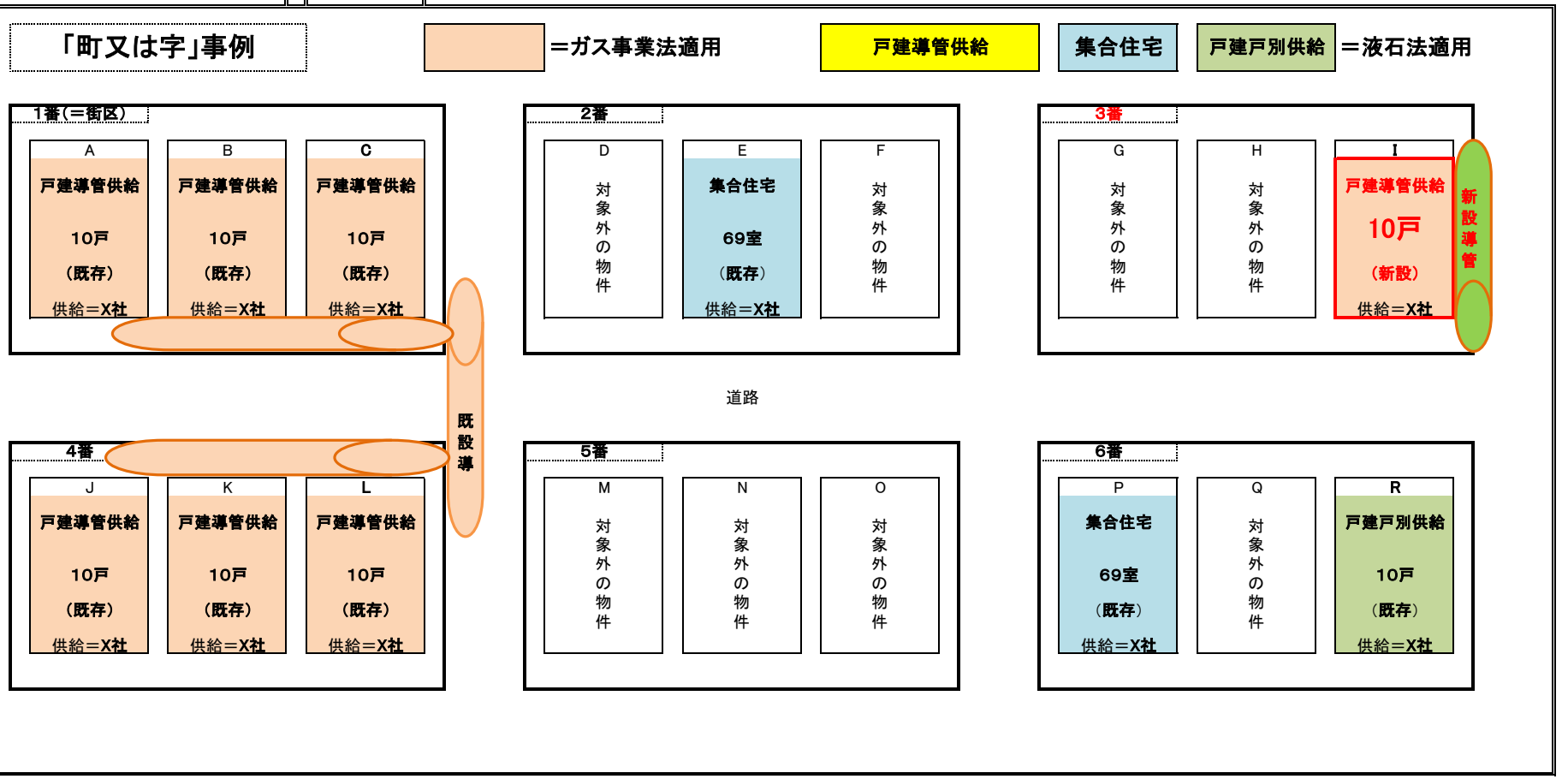
XX市ほのまる1丁目（＝「町」）　CASE. 1



（POINT）
③ 「道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する」場合の「一の団地」は、「町(又は字)」であり、街区が離れていても、供給設備(特定ガス発生設備)が異なっても、「町」内の供給地点数は合算される。

① 3番に小規模導管供給を10戸新設したため「ほのまる1丁目（＝「町」）」における、「道路を横断又は並行する導管による供給」は、70戸。1番A・B・C、4番J・K・L、3番Iに対して、ガス事業法が適用される。

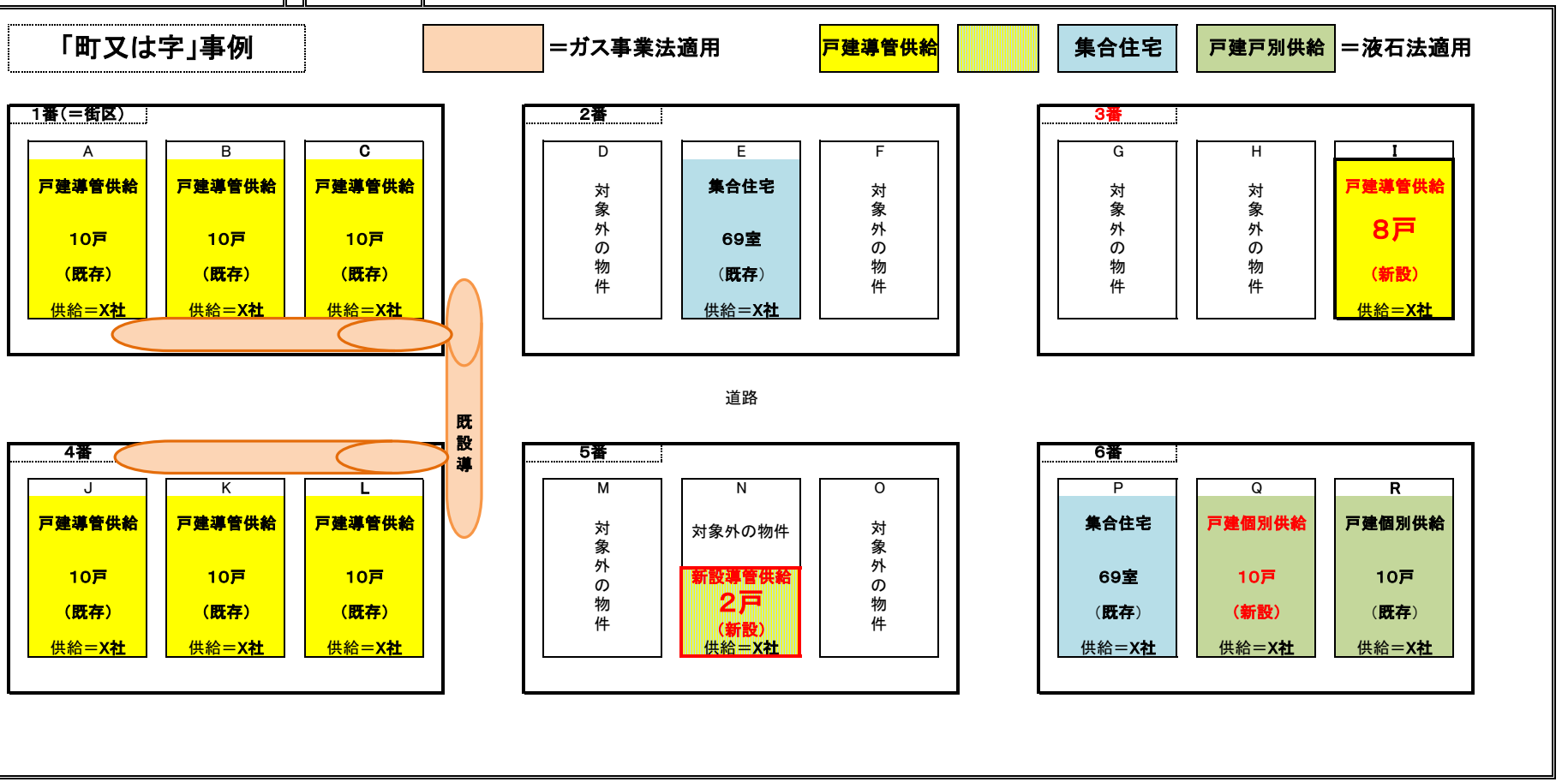
XX市ほのまる1丁目（＝「町」）　CASE. 2



（POINT）
④ 同一敷地内に建設された2世帯目へのガス供給は、「道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する」場合に当たる。

① 3番Ｉに小規模導管供給を8戸新設したほか、5番Nの2世帯住宅に供給することになった。
② 5番Nの導管供給は敷地外に出ておらず、道路を横断又は並行しない導管。
5番街区にはX社が供給する他の「道路を横断又は並行しない導管供給」はないため、液石法が適用される。
③ ほのまる1丁目における「道路を横断又は並行する導管供給」の供給地点数は68であり、液石法が適用される。

XX市ほのまる1丁目（＝「町」）　CASE. 3



平成29(2017)年3月31日の状況

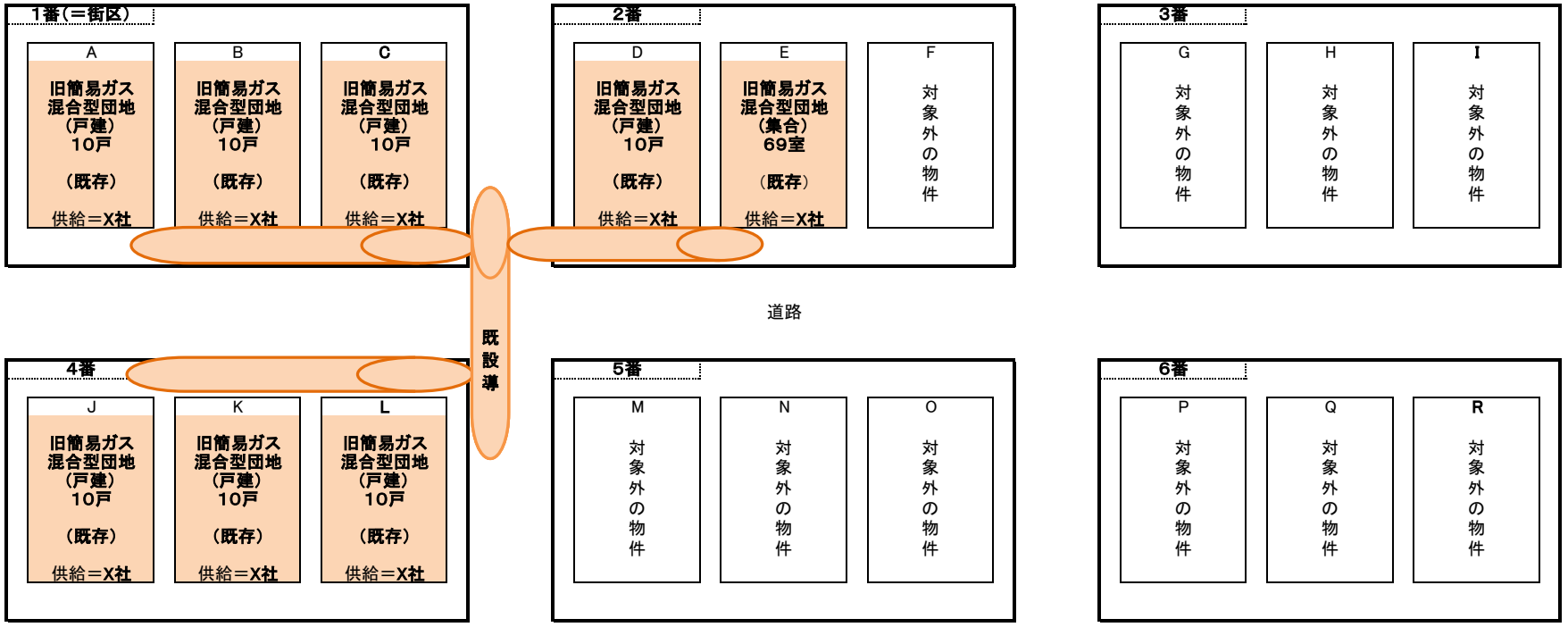
解釈運用通達及びこれに関する事務連絡は、「新規のもの」につき適用されます。「新規のもの」とは、平成29年4月1日以降に、ガスを供給することが決定したものをいいます。

「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（平成17・03・04資庁第10号）」の20170331資庁第18号による改正は、平成29年4月1日施行。

XX市ほのまる2丁目（＝「町」）　BASE

「町又は字」事例

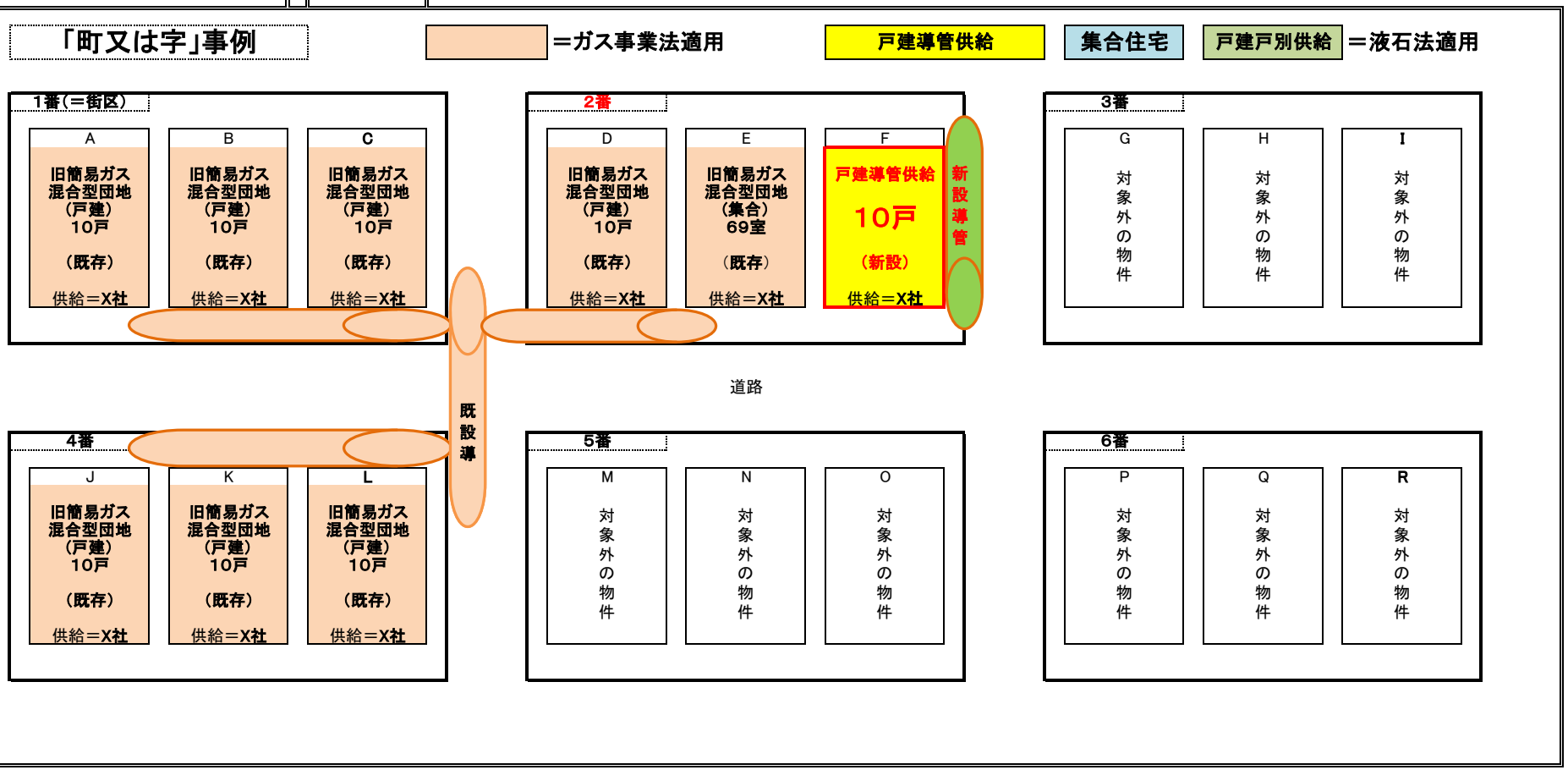
＝ガス事業法適用　戸建導管供給　集合住宅　戸建戸別供給　＝液石法適用



（POINT）
① 旧ガス事業法に基づき認可されていた団地は、新規のものに影響されない。
＜小規模導管供給が新設された場合＞

① 2番Fに小規模導管供給を10戸新設したが、既設旧簡易ガス団地とは独立している。
この場合、2番Fは液石法が適用される。

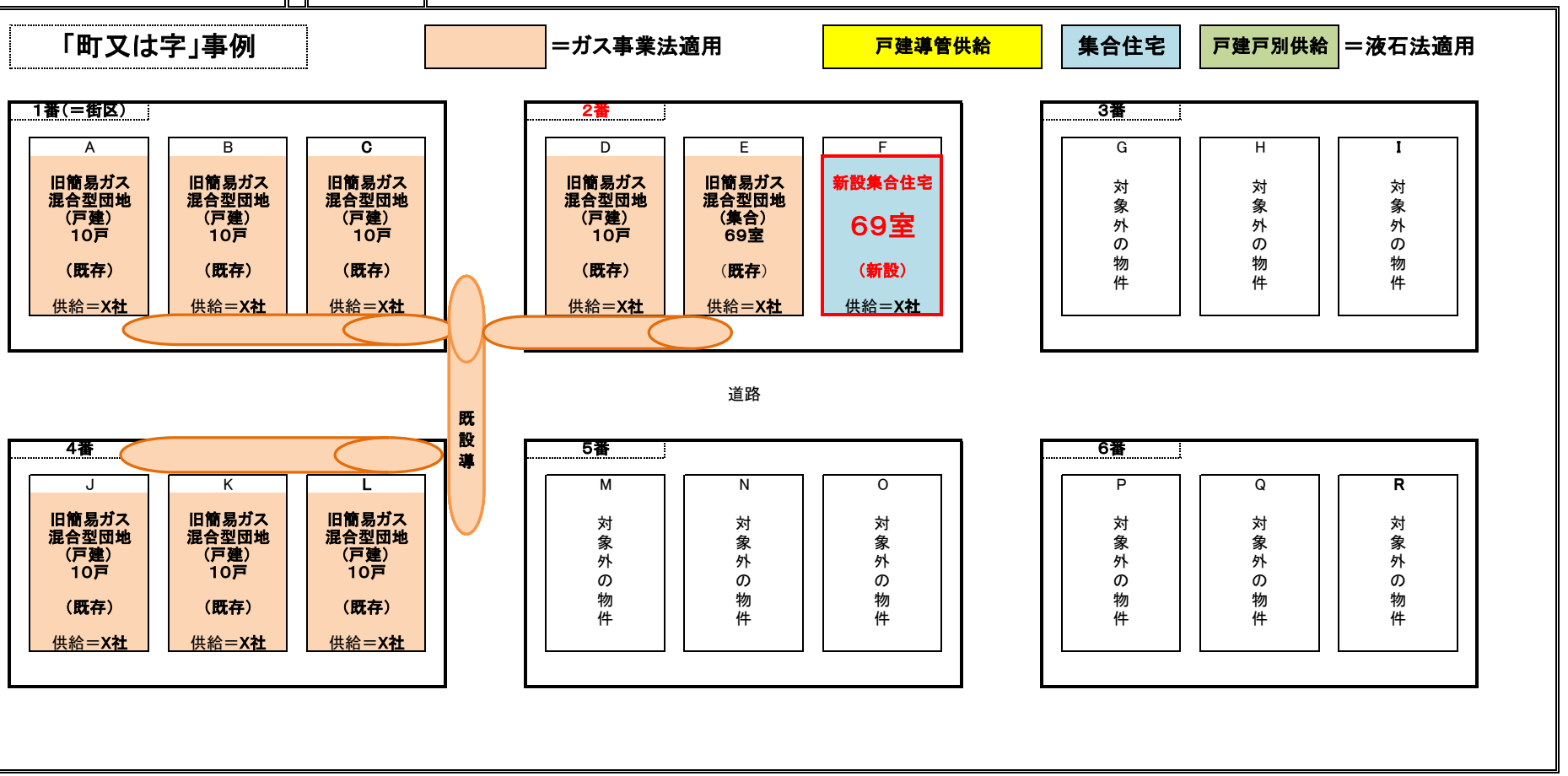
XX市ほのまる2丁目（＝「町」）　CASE. 1



（POINT）
① 旧ガス事業法に基づき認可されていた団地は、新規のものに影響されない。
＜集合住宅が新設された場合＞

① 2番Fに69室の集合住宅を新設したが、既設旧簡易ガス団地とは独立している。
この場合、2番Fは液石法が適用される。

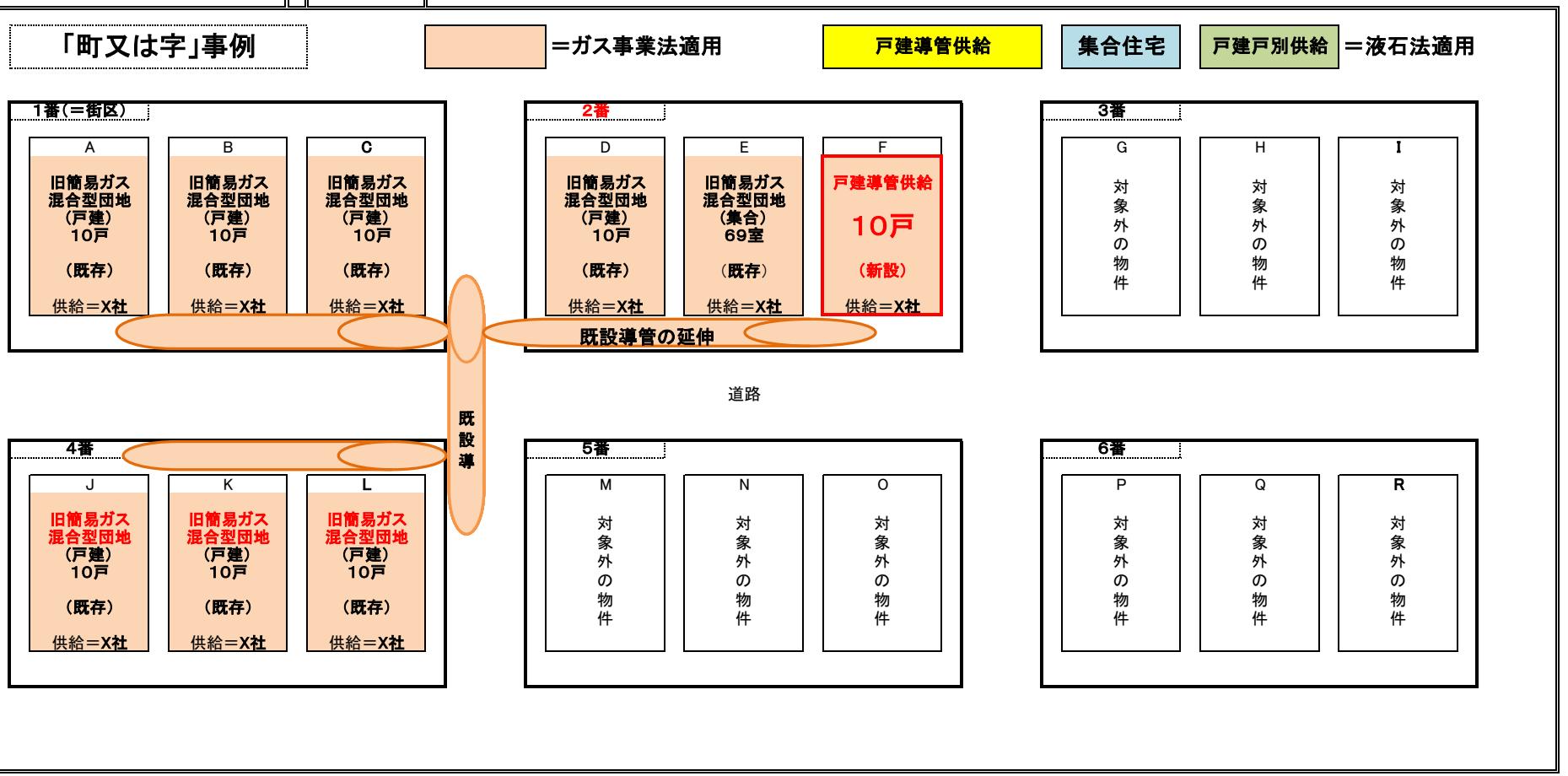
XX市ほのまる2丁目（＝「町」）　CASE. 2



（POINT）
② 旧ガス事業法に基づき認可されていた団地から導管を延伸する場合は、従来どおり供給地点の増加
➡変更登録申請又は届出が必要。

① 2番Fに、旧簡易ガス団地から導管を延伸し戸建導管供給を10戸新設した。
この場合、2番Fは旧簡易ガス団地の供給地点を増加させたものであり、ガス事業法が適用される。
したがって、特定供給設備の能力変更の要否により、登録申請又は届出が必要となる。
また、経過措置団地の場合には、事前に許可申請が必要であり、一連の届出も行わなければならない。

XX市ほのまる2丁目（＝「町」）　CASE. 3



平成29(2017)年3月31日の状況

解釈通達改正前のメルクマール

他の建築物の＝用に供されている敷地

解釈運用通達及びこれに関する事務連絡は、「新規のもの」につき適用されます。
「新規のもの」とは、平成29年4月1日以降に、ガスを供給することが決定したものをいいます。

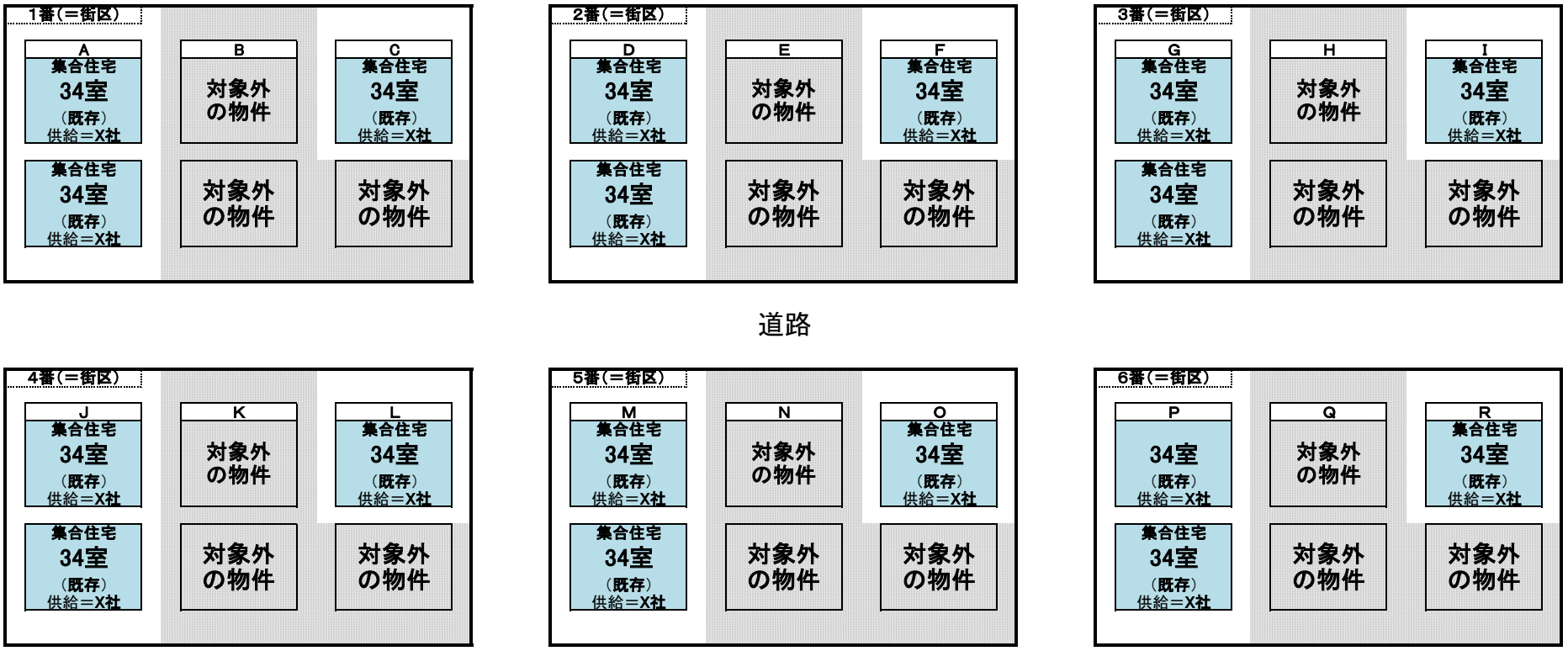
「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（平成17・03・04資庁第10号）」の20170331資庁第18号による改正は、平成29年4月1日施行。

XX市ほのまる3丁目（＝「町」）

BASE

「街区」事例

＝ガス事業法適用　戸建導管供給　集合住宅　戸建戸別供給　＝液石法適用



③街区内での集合住宅

（POINT）
① 街区方式による住宅表示制度が実施されている地域では、道路を横断又は並行していない導管によりガスを供給する場合の「一の団地」は「街区」となる。

① 2017年4月の解釈通達改正以前は、住居表示制度の実施の有無にかかわらず、メルクマールで区画された区域が「一の団地」。
② 解釈通達改正以後は、街区方式による住居表示制度が実施されている地域については、「街区」が「一の団地」。
③ 解釈通達の改正後も、ガスの供給状況に変化が無ければ、従来の取扱いが継続される。（1番A・B・C）
④ 「道路を横断又は並行しない導管による」ガスの供給に変動があった場合には、該当街区全体の取扱いが見直される。
2番は、34室の新設集合住宅に対する新規供給により、供給地点が136地点となり、ガス事業法が適用される。
3番は、集合が取り壊され、新築戸建て2戸に対し敷地内で導管供給を行ったため、供給地点が70地点となり、ガス事業法が適用される。
4番は、集合住宅のリフォームを実施し供給地点が85地点となったが、新規または譲受による増加ではなく、液石法が適用される。
⑤ 「道路を横断又は並行する導管による」ガスの供給の変動は、「道路を横断又は並行しない導管」によるガスの供給には影響しない。（5番）
⑥ 戸建個別供給の新設や、他社であるY社の「道路を横断又は並行しない導管による」ガスの供給の変動も、X社の取扱いには影響しない。（6番）

XX市ほのまる3丁目（＝「町」）　CASE. 1

「街区」事例　＝ガス事業法適用　戸建導管供給　集合住宅　戸建戸別供給　＝液石法適用

1番（＝街区）

A	B	C
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	集合住宅 34室（既存）供給＝X社
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	対象外の物件

2番（＝街区）

D	E	F
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	集合住宅 34室（既存）供給＝X社
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	集合住宅 34室（新設）供給＝X社

3番（＝街区）

G	H	I
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	戸建導管供給 2戸（新設）供給＝X社
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	対象外の物件

道路

4番（＝街区）

J	K	L
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	集合住宅 17室（リフォーム）供給＝X社
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	対象外の物件

5番（＝街区）

M	N	O
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	集合住宅 34室（既存）供給＝X社
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	対象外の物件	戸建導管供給 10戸（新設）供給＝X社

新設導管

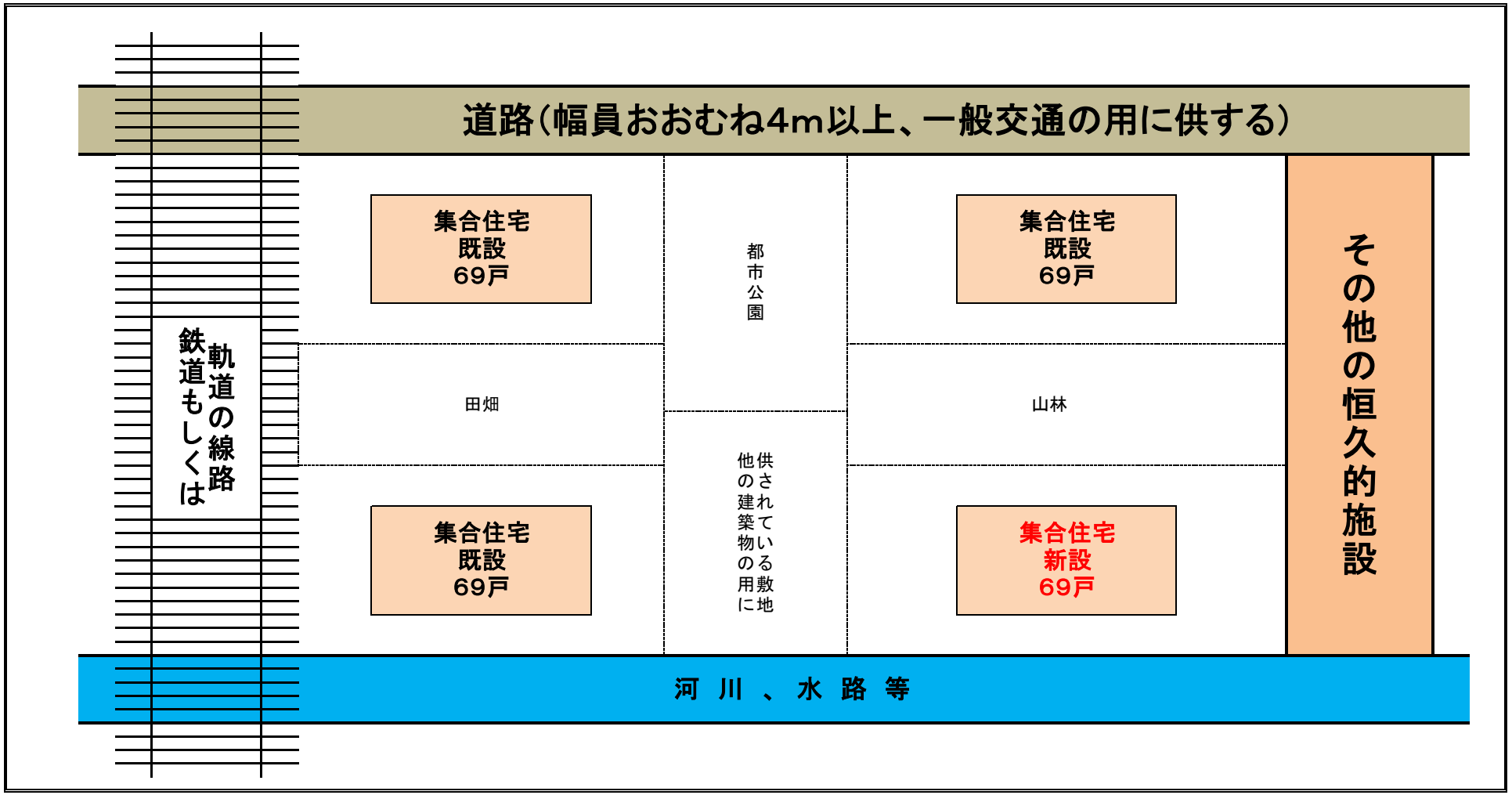
6番（＝街区）

P	Q	R
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	戸建個別供給 10戸（新設）供給＝X社	集合住宅 34室（既存）供給＝X社
集合住宅 34室（既存）供給＝X社	集合住宅 34室（新設）供給＝Y社	対象外の物件

解釈運用通達改正後

（POINT）
① 街区に類する区画は、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するとされ、道路の幅員条件は緩和されたが、いくつかのメルクマールが採用されず、地域によっては広大な街区を形成することとなった。

改正前のメルクマール		改正後のメルクマール
＊道路　車道の幅員6.5m以上	➡	＊道路　幅員おおむね4m以上、一般交通の用に供する
＊河川・水路・鉄道	➡	＊河川・水路・鉄道又は軌道の線路
＊他の建築物の用に供されている敷地	≠	＊その他恒久的な施設等
＊田畑・山林・都市公園	✖	
＊堀・丘・崖	✖	



2019年8月1日
ガス市場整備室　事務連絡

（POINT）
① 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地が追加されたことにより、街区方式が採用されていない地域についてはほぼ2017年4月改正前と同レベルになった。

改正後のメルクマール

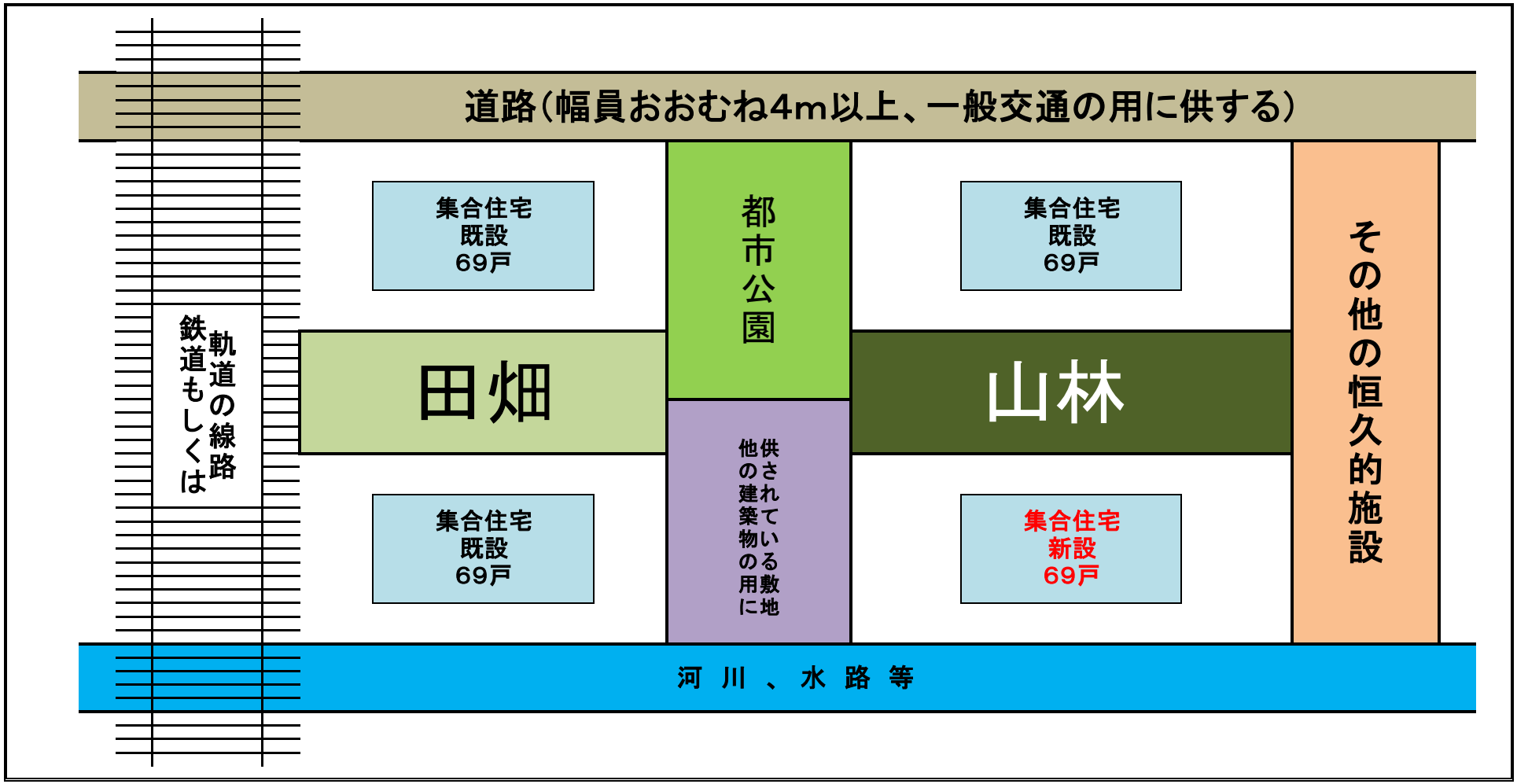
＊道路　幅員おおむね4m以上、一般交通の用に供する
＊河川・水路・鉄道又は軌道の線路
＊その他恒久的な施設等

「堀・崖・丘」を採用しない理由
定義が曖昧であり、
また、明確な定義が困難なため

事務連絡によるメルクマールの追加

➡ ＊道路　幅員おおむね4m以上、一般交通の用に供する
➡ ＊河川・水路・鉄道又は軌道の線路
➡ ＊その他恒久的な施設等
追加 ＊田畑・山林・都市公園
追加 ＊他の建築物の用に供されている敷地

判断基準	客観的に需要地が明確に分断されているか？



参照条文

「住居表示に関する法律」（昭和 37 年法律第 119 号）

第二条　市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一　街区方式　　市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

「街区方式による住居表示の実施基準」（昭和 38 年自治省告示第 117 号）

第１－１　（１）町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

第１－３　街区割り

（１）街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとすること。

（２）街区の規模は、道路網の粗密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住宅地域における標準を示せば、面積 3,000 平方メートル～5,000 平方メートル、戸数３０戸程度が適当であること。

第１－７　団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という）における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。　（１）（…略…）

（２）　街区割り

イ　街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によって画された区域をもって一街区とすること。

ロ　イの街区の中に団地設計によらない他の建物等がいりくんで存在する場合には、その建物等も含めて街区を画することが適当であること。

ハ　団地の状況から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることもさしつかえないこと。

ガス市場整備室「事務連絡」（令和元年８月１日）

（３）メルクマールに新たに追加すべきもの

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）

第４条第１項　　この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発授業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

第９項　　この法律において「地区計画等」とは第１２条の四第１項各号に掲げる計画をいう。

第１１条第１項第８号　　一団地の住宅施設（一団地における５０戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）

第１２条の四第１項第１号　　地区計画

第１２条の四第１項第５号　　集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第５条第１項の規定による集落地区計画

集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）

第５条第１項　　集落地域の土地の区域で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行うことが必要と認められるものについては、都市計画に集落地区計画を定めることができる。

「一の団地」と「供給地点の数」

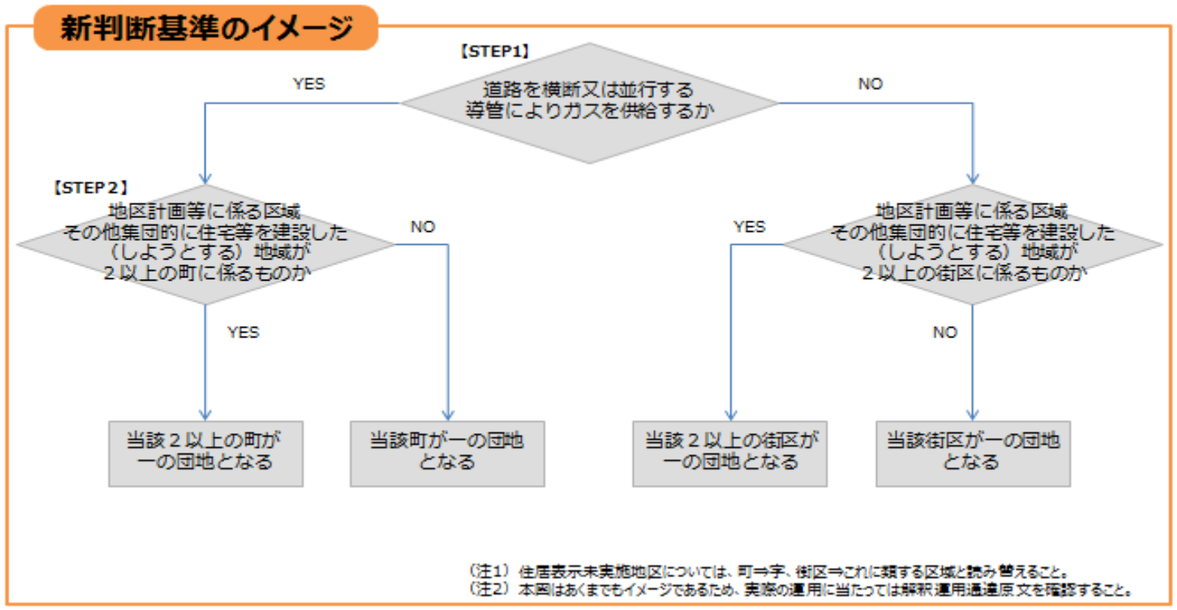
（一社）日本コミュニティーガス協会

平成 29 年４月１日の改正ガス事業法の施行にあわせ、「一の団地」と「供給地点の数」に関する解釈運用通達が改正され、「一の団地」の判断基準が変更されました。

また、令和元年８月１日にガス市場整備室より、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を形成するメルクマールが追加され、事業者にも容易に判断が可能なものとなりました。

新たな判断基準の概要は下表のとおりです。

一の団地の判断基準について（新判断基準）



ガス事業法が適用されるか否かの判断は、以下のステップによります。

① 導管による自社のガス供給地点を確認します。（戸建住居に対する戸別供給は対象外です。）

② 次に、ガスを供給する導管を確認します。上図の【STEP1】

A） 道路を横断又は並行する導管によりガスを供給している場合

➡「町」又は「字」が「一の団地」となります。

B） 道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給している場合

➡「街区」又は「街区に類する区画」が「一の団地」となります。

③ 次に A）・B）それぞれ、「地域等」又は集団的需要の有無を確認します。いずれかに該当するようでしたら、複数の「町」又は「字」あるいは複数の「街区」又は「街区に類する区画」が「一の団地」となります。同一ブランドの集合住宅等も集団的需要です。上図の【STEP２】

④ 「一の団地」内における供給地点の数を確認し、７０以上であればガス事業法が適用されます。ここで気を付ける点は、②の A）と B）の供給地点は決して合算されないことです。

⑤ この判断基準は新規のものから適用され、既存のものには適用されません。

「新規のもの」とは、新築され又は譲り受け、平成 29 年４月１日以降にガスを供給することが決定したものを言います。

改正ガス事業法（平成 29 年４月１日」施行）	改正前ガス事業法
第２条（定義） この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあっては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいう。 ２　この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（…略…）をいう。 ３　この法律において「ガス小売事業者」とは、次条の登録を受けた者をいう。	第２条（定義） 第３項　この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものをいう。 第４項　この法律において「簡易ガス事業者」とは、第３７条の２の許可を受けた者をいう。

ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（平成１７・０３・０４資庁第１０号）（平成 29 年３月 31 日改正）及び**ガス市場整備室「事務連絡」**（令和元年８月１日付）

１．「第１章 総則」関係 ②「一の団地」について 「一の団地」とは、①道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の③町又は字とし、②道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する③街区（住居表示を実施していない地域にあっては④これに類する区画。以下この②において同じ。）とする。ただし、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１項に規定する都市計画に定められた同条第９項に規定する地区計画等（同法第１２条の４第１号及び第５号の計画に限る。以下この②において同じ。）に係る地区（当該地区計画等において当該計画に係る地区を複数に区分する場合にあっては、区分された各地区。）、同法第１１条第１項第８号の一団地の住宅施設（一団地におけるガスの供給地点の数が７０戸以上のものに限る。）又はその他地方公共団体、会社等がある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域（以下この②において「⑤地域等」という。）が隣接する二以上の町若しくは字又は街区に係る場合にあっては、当該二以上の町若しくは字又は街区を「一の団地」とする。 ③　「供給地点の数」について （イ）　「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点）をいう。この場合において、 ⅰ）　二以上の集合住宅、木造アパート、中高層住宅等の共同住宅の場合には、供給の相手方となる者の室を供給すべき地点といい、 ⅱ）　造成宅地等の分譲地の場合にあっては、建物が建設され、供給地点が確定するまでの間は、分譲計画上の個々の区画を供給地点として取り扱うものとする。 （ロ）　「数」とは、供給地点の総数をいい、造成宅地等の分譲地の場合にあっては、一部の供給地点に配管がなされていない場合の総区画の数（ただし、物理的に存在する区画に限る。）も当該供給地点の数に含めるものとする。	【解説】 ①「道路を横断又は並行している導管」　２以上の取引用メーターにガスを供給するため道路下に埋設されている導管をいいます。街区内のブロック間の道路下に埋設された導管を含みます。戸建（集中）導管供給（＝住宅団地型及び混合団地型）で見られます。 ②「道路を横断又は並行しない導管」　２以上の取引用メーターにガスを供給するため道路下に埋設されたものでない導管をいいます。建物の敷地内に埋設された導管を含みます。集合住宅型で見られます。 ③「町又は字」、「街区」　街区方式が採用されていると、一般的には次のとおり表示されます。 **〇〇市（区）△△（町）（××丁目）◎◎番▲▲号** この場合、**△△（町）（××丁目）が「町又は字」**、**◎◎番**が**「街区」**です。 また、街区方式ではない従来の表示方式では、多くの場合、以下のとおり表示されています。 **〇〇市（区）△△町■■■番地の□□** あるいは　**〇〇郡●●●字××◆◆◆の◇◇** この場合、**△△（町）**や**字××**が**「町または字」**となります。**「街区」**は設定されていませんので、④に記載するメルクマールを用いて**「街区に類する区画」**を区画します。 ④「これ（＝街区）に類する区画」　街区方式による住居表示が実施されていない地域では、以下のメルクマールを用いて**「街区」**を区画します。 ◆「道路（幅員おおむね４ｍ以上）（一般交通の用に供する）」、「河川」、「水路」、「鉄道又は軌道の線路」、その他恒久的な施設等として「田畑」、「山林」、「都市公園」、「他の建築物の用に供されている敷地」 ＜街区方式による住居表示の実施基準＞及び＜ガス市場整備室「事務連絡」＞による。 ◆　その他にも、**「客観的に需要地が明確に分断されていると判断される」**場合には、最寄りの経済産業局にご相談ください。 ⑤「地域等」　都市計画法に定める「地区計画」又は「集落地区計画」にかかる地区、都市計画法に定める「一団地の住宅施設」、地方公共団体、会社等がある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建築し、又は建築する地域。

2019年度
第3回業務委員会
資料No.6

「消費税率改定に伴う料金対応について」に関するQ＆A

2019年7月1日付けで「消費税率改定に伴う料金対応について」を協会ホームページに掲示したところ、本部・支部宛にいくつかのご質問がありました。その主なものを「Q＆A」としてまとめましたので業務の参考としてください。

なお、問い合わせの状況等により、今後内容を更新する場合があります。このQ＆Aを更新する場合にはホームページにおいてご案内いたしますので、適宜ご確認ください。

ホームページ： http://www.jcga-page.or.jp

2019年7月19日

（一社）日本コミュニティーガス協会

1.経過措置団地及び自由化団地に共通する事項

Q1-1　自社の団地が経過措置団地か自由化団地か分からない。

- A1-1　経過措置団地の場合には、3ヶ月ごとに、指定旧供給地点のおけるシェア報告書等（ガス関係報告規則附則第4条、附則様式第4による報告書）を提出する義務があります。この報告書を提出している団地は経過措置団地、提出していない団地は自由化団地です。
- 　また令和元年9月1日付で指定解除となる31地点群の団地は自由化団地として、ガス事業法第14条・第15条の対応をお願いします。
- 　なお、令和元年12月1日解除予定の団地は、経過措置団地として指定旧供給地点小売供給約款の変更届が必要となります。

2. 経過措置団地に関する事項

Q2-1　届出書セットのうち第4項関係は必要か？

- A2-1　平成29年4月のガス事業法改正後に「指定旧供給地点小売供給約款」として変更を届け出ている団地は第4項関係の届出は不要です。第7項関係の届出のみを行ってください。
- この場合、第4項関係「変更の内容」のうち、1/6～4/6の内容が既に反映されていることをご確認ください。不足している項目がある場合には、不足する項目のみを選択し、第4項関係の届出書セットを作成・提出願います
- 届出書は第4項関係、第7項関係ともそれぞれセットで作成し、同時に提出願います。

Q2-2　ガス事業法第14条の事前説明、第15条の書面の交付は必要か？

- A2-2　経過措置団地に関しては、「第14条・第15条の規定は適用しない。（改正法附則第28条第3項）」とされていますので、不要です。
- ただし、料金の変更であること、また消費税の経過措置の適用があることから、EXCEL版「届出書セット」最終シートの「周知文書サンプル」を参考に「お知らせ」を作成し配布することが必要と考えます。
- また、経過措置団地内であっても、自由料金メニュー（旧選択約款、旧大口供給契約、電力セット割り等）のお客様には、第14条・第15条の対応が必要です。

Q2-3「指定旧供給地点小売供給約款」において消費税率の記載がない場合（例えば「検針時における消費税率を適用する」等）には、約款の変更手続きは不要か？

- A2-3 「指定旧供給地点小売供給約款」において、消費税率の明記がなくても、別表第3の「料金表」の変更が必要です。料金表の変更につき「届出」が必要となります。
- また、附則の「本小売約款の実施期日」「本供給約款の実施に伴う切替措置」も変更しなければなりません。
- 約款本文の消費税率に関する規定の変更は不要です。

Q2-4 現行約款では附則「2. 原料費調整制度の実施」の規定を削除しているが、復活させる必要があるか？

- A2-4 今回の新旧対照表は、協会が発行している、製本された2013年3月版「簡易ガス供給約款」を基準に作成しているため、この規定が残っています。
- この規定は、原料費調整制度の基準日を確認するものですが、削除しても問題はないと考えます。復活させる必要はありません。

自由化団地に関する事項

Q3-1 「ガス小売供給約款」の変更届はどうすればよいか？

- A3-1 自由化団地の「ガス小売供給約款」は制定・変更を届け出る必要はありません。
- 念のため、ガス事業法第15条及びガス事業法施行規則第14条に規定された項目が、不足なく記載されているか、ご確認ください。

Q3-2　第14条の「説明及び書面の交付」と第15条の「書面の交付」を行うだけでよいか？（その1）

- A3-2　第14条・第15条の対応も必要ですが、これは現行の「ガス小売供給約款（＝約款）」を変更するために行っている業務です。
 （ご参考までに、第14条書面と第15条書面の「一例」を別添します。
 あくまでも「一例」ですので、自社の「約款」を基準に修正願います。）
- 自由化団地における「約款」の変更は、次の手順で行われると考えます。
 ①　「約款」の改訂案を作成する。
 ②　改訂案が、ガス事業法施行規則第13条第2～4項のいずれに該当するか判断する。（今回は第3項に該当）
 ③　規則第13条第3項に該当する場合には、
 1）変更しようとするものについてガス事業法第14条、ガス事業法施行規則第13条、「ガス小売営業に関する指針【参考】1.並びに2.」及び当該団地の「ガス小売供給約款」の規定に従い、説明・書面交付。
 2）変更の内容及び効力発生時期の掲示。
 協会作成の「約款（一例）」 では、「約款を変更する場合には、実施日の○○日前までにその変更の内容及び効力発生時期を営業所等に掲示して周知する。」としています。

Q3-2　第14条の「説明及び書面の交付」と第15条の「書面の交付」を行うだけでよいか？（その2）

 3）同意の確認、または不同意でないことの確認
 例：「今回の変更内容をご承諾いただける場合には、特段のお手続きは不要です。」
 「変更につきご異議がある場合には、○月○日までに××までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご承諾いただいたものと致します。」
 ④　効力発生日（＝令和元年10月1日）の、変更後の約款を営業所等に掲示
 協会作成の「約款（一例）」 では、当社は約款を営業所等に掲示（し、当社のホームページにも掲載）します」としています。
 ⑤　ガス事業法第15条、ガス事業法施行規則第14条、「ガス小売営業に関する指針【参考】3.」及び当該団地の「ガス小売供給約款」の規定に従い、契約変更後の書面交付を行う。

- 上記のとおり、「②　変更の内容及び効力発生時期の掲示」「④　変更後の約款の掲示」についても、「約款」の規定に従い、確実に実施願います。

Q3-3　書面の再交付は、平成29年4月1日以降に新規契約した需要家だけで良いか？

- A3-3「ガス小売供給約款」等の小売供給契約に基づきガスを供給しているすべてのお客様（自由化団地のお客様、自由料金メニュー（旧選択約款、旧大口供給契約等）のお客様）に、第14条の説明・書面の交付（お会いできないお客様には書面の交付）と第15条の書面（ガス小売供給約款の変更事項）の交付が必要となります。

Q3-4　再交付の際、液石法のように一方的周知ではなく、需要家から書類をもらう必要が有るのか？その際、「ガス小売供給契約申込書」で良いのか

- A3-4　第15条の書面は交付で足ります。受領印も必要ではありません。ただし、念のため、配布書面の写し、配布先顧客リストと配布方法を記録されることを薦めます。

Q3-5　供給条件の説明は、8月検針時に説明が望ましいと有りますが、9月ではダメでしょうか？

- A3-5　供給条件変更の説明は、需要家が十分に理解することが必要です。そのためには検討の時間も十分であることが求められます。また、需要家がたまたま不在であることも考えられます。9月の検針とした場合、9月下旬になることも予想されますが、これは十分な期間とは思われません。8月中でなければならないとまでは考えませんが、遅くとも9月上旬までには、説明及び書面の交付が行われるべきと考えます。

家をつなぎ、街を創る

コミュニティーガス